

愛知中部水道企業団水道料金の改定に関するパブリックコメント実施要領

案 件	水道料金の改定に関する案について
意見募集の趣旨	本企業団創設期に整備された多くの施設は老朽化が著しく、施設の老朽化、耐震化に伴う更新需要は今後もますます増加する見込みであり、老朽化しつつある施設の更新事業の適切な実施が求められています。今後、収益の増加が見込めない中、持続可能な社会を未来に引き継ぐため、将来にわたって安定的、持続的に水道サービスを提供するためには、適正な料金水準による給水収益の確保が必要であり、水道料金改定案を作成しましたので、本件について意見を募集します。
意見を募集する内容 (公表資料)	水道料金の改定に関する案 資 料 水道料金の改定に関する案 水道料金の改定に関する資料 水道料金審議会の審議内容等については、本企業団ウェブページの水道料金審議会のページ(水道料金審議会会議録)をご確認ください。
意見を提出できる方	(1) 本企業団の給水区域内に在住、在勤、在学の方 (2) 本企業団の給水区域内に事務所・事業所を有する方または法人その他の団体 (3) 本企業団に対して水道料金の支払いをしている方 (4) このパブリックコメントの実施に係る事案に利害関係を有する方
閲覧場所等	本企業団ウェブページまたは愛知中部水道企業団 3 階 経営企画課
意見募集期間	令和 6 年 10 月 1 日(火) ~ 令和 6 年 10 月 31 日(木) 17 時まで
意見の提出方法	指定用紙(意見提出用紙)に必要な事項を記入し、以下の方法で提出してください。 指定用紙は、本企業団ウェブページからダウンロードしてください。また、指定用紙は愛知中部水道企業団 3 階 経営企画課に備え付けてあります。 (1) 電子メール : keieikakuka01@suidou-aichichubu.or.jp メールタイトル:水道料金の改定に関するパブリックコメント (2) 郵 送 : 〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地 愛知中部水道企業団 経営企画課 水道料金の改定に関するパブリックコメント宛 (郵送の場合は令和 6 年 10 月 31 日(木)必着) (3) ファックス : 0561-38-2765 (4) 直 接 提 出 : 愛知中部水道企業団 3 階 経営企画課 8:30~17:00(土・日、祝日を除く)
意見の取扱い	・提出されたご意見については、内容を取りまとめ、本企業団の考え方を添えて、本企業団ウェブページで後日公表します。なお、ご意見以外の内容(住所、氏名などの個人情報)は公表しません。 ・内容のわかりにくいものや匿名のご意見、本案件に直接関係がないと思われるご意見に対しては、考え方を示さない場合があります。 ・ご意見に対する個別の回答や提出された書面の返却はいたしません。

意見提出用紙

案 件 (必須)	水道料金の改定に関する案について
住 所 (必須)	
氏 名 (必須)	
電 話 番 号 又 は 電 子 メール (必須)	
年 齢 (任意)	(差し支えなければご記入ください)
(意見等)	

※1枚につき1件でお願いいたします。(記入欄が足りない時は、別紙を添付してください)

※法人その他の団体にあつては、「住所」欄に事務所又は事業所の所在地、「氏名」欄に名称及び代表者の氏名をご記入ください。

※提出されたご意見については、内容を取りまとめ、本企業団の考え方を添えて、本企業団ウェブページで後日公表します。なお、ご意見以外の内容(住所、氏名などの個人情報)は公表しません。

※内容のわかりにくいものや匿名のご意見、本案件に直接関係がないと思われるご意見に対しては、考え方を示さない場合があります。

※ご意見に対する個別の回答や提出された書面の返却はいたしません。

※収集した個人情報は、愛知中部水道企業団個人情報保護法施行条例に基づき適切に処理します。

[締 切] 令和6年10月31日(木)17時まで(郵送の場合は令和6年10月31日(木)必着)

[提出方法] ○電子メールの場合 keieikikakuka01@suidou-aichichubu.or.jp  
メールタイトル:水道料金の改定に関するパブリックコメント

○郵 送 の 場 合 〒470-0153  
愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212 番地  
愛知中部水道企業団 経営企画課  
水道料金の改定に関するパブリックコメント宛

○ファックスの場合 0561-38-2765

○持ち込みの場合 愛知中部水道企業団 3階 経営企画課  
8:30~17:00(土・日、祝日を除く)